

第3章 緑の将来像と基本方針

■上位計画における将来像

本市では、「第5次沼津市総合計画」において、「人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～」を将来像とし、まちづくりを進めていくこととしています。また、「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、『都市的魅力と自分らしい生活を楽しめる“ぬまづ暮らし”の実現』を将来のまちの姿として位置づけています。

■本計画における将来像 「緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし」

「第5次沼津市総合計画」、「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において示されている本市の将来像を実現するために、本計画の改定の視点である「緑の「量」から「質」へ ～緑の「質」を高め、魅力あふれる市民の「暮らし」を創出する～」を踏まえ、本計画における緑の将来像を「緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし」と設定します。

■将来像「緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし」を実現するための基本方針

「緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし」の実現に向けた基本方針を「まもる緑」、「つくる緑」、「つかう緑」、「育てる緑」として設定します。

「まもる緑」では、都市緑地法・自然公園法・その他法規制等により保全されている豊かな自然環境を保全・活用するための方針、「つくる緑」では、人口減少・高齢化の進展等の社会情勢を踏まえた緑地空間の整備に関する方針、「つかう緑」では地元自治会や民間事業者等の多様な主体による緑地空間の利活用を促進するための方針、「育てる緑」では協働による良好な緑地空間の維持管理に関する方針を示しています。

【前回計画からの変更点】

2017年（平成29年）の都市緑地法改正により、緑の基本計画に「都市公園の管理方針」の記載が求められるなど、近年、都市公園の良好な環境を市民や民間事業者等との連携により、維持・創出することの重要性が高まっています。これらの流れを受けて、本市では、都市公園における管理・運営のあり方を示した「沼津市パークマネジメントプラン」及び都市公園の整備・管理・運営等における民間活力導入の指針を示した「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン」を策定しており、その内容を本計画に盛り込むため、前回計画の3つの視点（「まもる緑」、「つくる緑」、「育てる緑」）のうち「育てる緑」の記載内容を充実させるとともに、新たに「つかう緑」の項目を設定しました。

【改定の視点】

緑の「量」から「質」へ
～緑の「質」を高め、魅力あふれる市民の「暮らし」を創出する～

改定の視点を踏まえた緑の将来像・基本方針の設定

【緑の将来像と基本方針】

緑の将来像:緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし

基本方針
1

まもる緑 ～豊かな自然環境の保全と活用～

基本方針
2

つくる緑 ～社会情勢を踏まえた緑地空間の整備～

基本方針
3

つかう緑 ～多様な主体による緑地空間の利活用～

基本方針
4

育てる緑 ～協働による良好な緑地空間の維持管理～

本市の将来像・SDGs（持続可能な開発目標）・地域課題の解決
の実現への貢献

【第5次沼津市総合計画将来像】

人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～

【沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン将来のまちの姿】

都市的魅力と自分らしい生活を楽しめる「ぬまづ暮らし」の実現

【関連するSDGs(持続可能な開発目標)】

3 すべての人に健康と福祉を／6 安全な水とトイレを世界中に／9 産業と技術革新の基盤をつくろう／11 住み続けられるまちづくりを／12 つくる責任つかう責任／13 気候変動に具体的な対策を／14 海の豊かさを守ろう／15 陸の豊かさを守ろう／17 パートナリーシップで目標を達成しよう



【グリーンインフラの活用】

本市の緑に関する取組を推進し、まちづくり分野や防災分野等における地域課題の解決に繋げる

【緑の将来像図】



【凡例】

- 山麓の緑
- 市街地背後の緑
- 市街地における緑
- 水の軸
- ★ 緑化重点地区

～豊かな自然環境の保全と活用～

(1) 本市を特徴づける緑の保全と活用

都市における風致を維持するため指定された風致地区や、園内の一部が名勝に指定された「沼津御用邸記念公園」をはじめとした史跡・名勝・天然記念物等の本市を特徴づける緑を保全するとともに、理解を深める活用を図ります。

また、緑地協定により緑豊かな住環境が形成されている住宅地等の市民生活における身近な緑を保全します。



本市を特徴づける緑を保全
(沼津御用邸記念公園)

(2) 都市の輪郭となる緑の保全

富士箱根伊豆国立公園をはじめとした山麓部や沿岸部の豊かな自然環境は、本市の都市の輪郭となる緑であり、市街地における環境負荷低減、貴重な動植物の生息地として生物多様性保護等の視点を持ち保全します。

都市化の進展に伴う市街地内の緑地の減少は、都市の潤いや居住環境の悪化を招いています。そのため、市街地に近接して立地する農地・森林や、市街地を流れる狩野川をはじめとした河川等の緑地空間を保全します。



豊かな自然環境の保全
(タカアシガニの放流)



河川空間の活用
(狩野川のこいのぼりフェスティバル)

主な改定のポイント

- ・都市緑地法・自然公園法・その他法規制等により確保されている緑地については、前回計画に引き続き保全します。
- ・緑の現況や課題等を踏まえ、風致地区の指定候補地は設定しませんでした。
- ・2016年（平成28年）に「沼津御用邸記念公園」の一部が、「旧沼津御用邸苑地」として国指定名勝に指定されたことを受けて、本項目に追加しました。

～社会情勢を踏まえた緑地空間の整備～

(1) 都市公園等の充実・見直し

本市の市民一人あたりの都市公園開設面積は、全国及び県の平均値を下回っており、継続した整備が求められます。しかしながら、人口減少・高齢化が進展する中で、整備費用に関する財政的な制限や維持管理の負担の増大等が懸念されることから、各地域の将来人口に対する必要量や市民ニーズ等を勘案し、必要となる公園機能の充実や見直しに取り組みます。



魅力的な公園空間の維持・創出
(門池公園)

(2) 各種主体との連携による緑地空間の整備

都市の中に潤いのある良好なまちなみを創出するため、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」等のまちづくりに関する関係計画の考え方を取り入れるとともに、「沼津駅周辺総合整備事業」をはじめとした様々な都市基盤整備事業と連携した緑地の整備を推進します。

また、都市公園等の整備・維持管理に民間事業者等の参入を促進すること、地域コミュニティや様々な活動団体との連携により、空き地等の低未利用地を活用することで、市民・民間事業者等との協働による緑地空間の創出を図ります。



沼津駅北口

主な改定のポイント

- ・前回計画では、都市環境整備の推進を前提とし、緑の「量」を増やすことを主な目的としていましたが、本計画では、人口減少・高齢化が進展する中でも実現可能な緑地空間の整備のあり方を示しました。
- ・「沼津市中心市街地まちづくり戦略」の推進や「沼津駅周辺総合整備事業」の進捗を踏まえ、それらの取組と連携を図るための方向性を示しました。

～多様な主体による緑地空間の利活用～

(1) 利活用しやすい仕組みづくり

本市では、「中央公園」におけるイベント開催をはじめとして、様々な主体による都市公園の利活用が進められており、それらの活動をさらに促進するために、簡易な利用申請方法の確立や相談窓口の機能強化等により、誰もが主体となり公園を利活用することができる環境づくりを進めます。また、それらの活動を支援するための情報や活動内容をPRするための取組も推進します。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、屋外空間で「密」を避けることのできる緑地空間の利活用は需要の高まりを見せています。今後は、ソーシャルディスタンスをはじめとした衛生面に十分配慮した緑地空間の利活用方法についても、市民・行政の協働により推進します。

(2) 民間事業者等の取組支援

本市では、「愛鷹運動公園」の宿泊施設やマウンテンバイクパークなど、民間事業者等による都市公園の利活用が進められており、このような活動の更なる拡大を図るため、「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン」に基づき、民間事業者が参入しやすい環境づくりを進めます。



民間事業者等による施設整備・運営
(愛鷹運動公園)

(3) 多様な主体との連携

市内の緑地空間は、本市の各種事業（まちづくり、防災、スポーツ、子育て、健康づくり等）や民間事業者によるイベント等、様々な活動の場となっています。今後も積極的な利活用を図ることにより、本市全体の活性化につなげます。

主な改定のポイント

- ・「沼津市パークマネジメントプラン」及び「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン」に記載の内容のうち、特に「緑地空間の利活用」に関する内容を記載しています。

～協働による良好な緑地空間の維持管理～

(1) 公有地の緑化

河川・水路をはじめとした緑地空間や点在する地域資源の活用により「水と緑のネットワーク」を形成し、市内の回遊性を高めます。

また、街路樹の適正な維持管理や公共施設の緑化推進により、良好な都市環境の創出を図ります。



水と緑のネットワークの形成

(2) 民有地の緑化

都市計画やまちづくりにおける適切な手法・制度を適用し、市民・民間事業者等との協働により、住居系・商業業務系・工業系における緑化を促進します。

(3) 緑化推進の仕組みづくり

市民・民間事業者等との協働による取組を円滑に進めるため、緑化推進の仕組みづくりを進めます。

(4) 緑化活動の推進

積極的な緑化活動を促進するために、人材育成やイベント・キャンペーンの実施等に取り組みます。



緑化推進イベント「みどりまつり」

主な改定のポイント

- ・街路樹の大木化・老木化等の課題を受けて、街路樹の維持管理のあり方を示しました。
- ・「沼津市パークマネジメントプラン」の策定を受けて、維持管理・運営管理に関する地域への権限移譲の仕組みづくり（パークマネジメント協定制度の創設）について追加しました。